茨城県報　第１３５５号

平成14年４月15日

月　曜　日

目　　次

告　　示

ページ

◉平成14年度２等陸・海・空士の募集期間並びに採用試験の期日及び試験場（地方課）……1
◉大規模小売店舗の変更の届出（３件）（商業流通課）……2
◉大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（２件）（商業流通課）……6
◉公金の収納及び支出の事務の委託（農業経済課）……9
◉土地改良区役員の退任（２件）（農村計画課）……10
◉賃貸料の徴収事務の委託（住宅課）……11
◉土地改良区の解散に伴う清算人の就任（土地改良事務所）……11
◉土地改良区役員の就任（土地改良事務所）……11
◉土地改良区役員の退任（５件）（土地改良事務所）……12
◉換地処分の届出（２件）（土地改良事務所）……13

公　　告

◉茨城県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針の変更（農産課）……14
◉落札者等の公示（議会事務局総務課）……14

（人 事 委 員 会）

◉平成14年度茨城県警察官（巡査）採用試験事務の委任……15

告　　示

茨城県告示第455号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条の規定による平成14年度募集期間並びに採用試験の期日及び試験場は，次のとおりである。

平成14年４月15日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　男　子

⑴　募集種目

２等陸・海・空士　平成14年７月・８月入隊要員

⑵　募集期間

平成14年４月15日（月）から５月17日（金）まで

⑶　試験期日

平成14年５月21日（火）

⑷　試験場（所在地）

陸上自衛隊勝田駐屯地（ひたちなか市勝倉3433）

⑸　採用予定数

陸上要員７名，海上要員１名，航空要員４名

茨城県告示第456号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第５条第１項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で，同条第４項の規定により同法第６条第２項の規定による届出及び同法附則第５条第５項の規定により同法第５条第１項の規定による届出とみなされるものについて，同法第６条第３項の規定により準用する同法第５条第３項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は，本日から４月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお，この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から４月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成14年４月15日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

１　届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

⑴　名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役社長　小　濵　裕　正

⑵　住所

つくば市西大橋599番地１

２　届出事項の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ岩瀬店

西茨城郡岩瀬町明日香１丁目８　外

⑵　変更しようとする事項

ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）　開店時刻　午前10時

閉店時刻　午後８時（年間210日は午後９時）

（変更後）　開店時刻　午前９時

閉店時刻　午前０時

イ　来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）　午前９時45分～午後８時15分（年間210日は午後９時15分）

（変更後）　午前８時45分～午前０時15分（一部午後９時）

⑶　変更する年月日

平成14年３月30日

⑷　上記⑵の変更に係るもの以外の事項

ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏　名　又　は　名　称	住　　所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地１	小　濵　裕　正
天賀谷　信好	西茨城郡岩瀬町岩瀬177	
仙波　はる	西茨城郡岩瀬町犬田1292－２	

イ　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,486㎡

ウ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

㈠　駐車場の収容台数　　87台

㈡　駐輪場の収容台数　　50台

㈢　荷さばき施設の面積　　28㎡

㈣　廃棄物等の保管施設の容量　　36㎥

エ　大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

㈠　駐車場の出入口の数

３箇所

㈡　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前２時～午後３時

３　届出年月日

平成14年３月29日

茨城県告示第457号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第５条第１項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で，同条第４項の規定により同法第６条第２項の規定による届出及び同法附則第５条第５項の規定により同法第５条第１項の規定による届出とみなされるものについて，同法第６条第３項の規定により準用する同法第５条第３項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は，本日から４月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお，この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から４月以内に茨城県県西地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成14年４月15日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

１　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

⑴　名称及び代表者氏名

大塚セラミックス株式会社

代表取締役社長　大　塚　基　冶

⑵　住所

下妻市長塚30番地

２　届出事項の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ下妻ショッピングプラザ

下妻市大字長塚字大貝24－１　外

⑵　変更しようとする事項

ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）　開店時刻　午前10時

閉店時刻　午後８時（年間180日は午後９時）

（変更後）　開店時刻　午前９時

閉店時刻　午前０時

イ　来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）　午前９時45分～午後８時15分（年間180日は午後９時15分）

（変更後）　第１駐車場　午前８時45分～午前０時15分（一部午後９時）

屋上駐車場　午前８時45分～午後９時

⑶　変更する年月日

平成14年３月30日

⑷　上記⑵の変更に係るもの以外の事項

ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地１	小濵　裕正
有限会社メル友	東京都江戸川区南小岩７－７－５	熊谷　賢吾
株式会社ふじもと	水戸市新原１－２－18	藤田　佳宏
鳥羽　展夫	下妻市大字高道祖3059－７	
株式会社マイステップ	行方郡北浦町大字繁昌48－３	横田　太一
株式会社出羽屋	新治郡霞ケ浦町加茂3385	戸田　廣
株式会社銘茶のまるや	東京都新宿区西新宿５－４－17	松浦　攻
株式会社ワッツ	大阪府東大阪市鴻池町２－１－64	平岡　亮三
株式会社ときわメガネ	北相馬郡守谷町松ケ丘３－20－３	山田　敦士
有限会社長尾商事	千葉県柏市光が丘団地３－９－301	長尾　文好
株式会社サンモール	下妻市大字下妻丁８－３	町田　和夫

イ　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,457㎡

ウ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

㈠　駐車場の収容台数　268台

㈡　駐輪場の収容台数　70台

㈢　荷さばき施設の面積　36㎡

㈣　廃棄物等の保管施設の容量　81㎥

エ　大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア)　駐車場の出入口の数

３箇所

(イ)　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前３時～午後１時

３　届出年月日

平成14年３月29日

茨城県告示第458号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第５条第１項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で，同条第４項の規定により同法第６条第２項の規定による届出及び同法附則第５条第５項の規定により同法第５条第１項の規定による届出とみなされるものについて，同法第６条第３項の規定により準用する同法第５条第３項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は，本日から４月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお，この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から４月以内に茨城県県西地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成14年４月15日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1)　名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役社長　小　濵　裕　正

(2)　住所

つくば市西大橋599番地１

２　届出事項の概要

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ結城店

結城市大字結城7073　外

(2)　変更しようとする事項

ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)　開店時刻　午前10時

閉店時刻　午後８時（年間180日は午後９時）

(変更後)　開店時刻　午前９時

閉店時刻　午前０時

イ　来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)　午前９時45分～午後８時15分（年間180日は午後９時15分）

(変更後)　午前８時45分～午前０時15分

(3)　変更する年月日

平成14年３月30日

⑷　上記⑵の変更に係るもの以外の事項

ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地１	小濵裕正
有限会社つくばドライ	結城市若宮10－29	星野栄三
百瀬　哲夫	結城市大字結城12061－5	
有限会社メル友	東京都江戸川区南小岩7－7－5	熊谷賢吾
株式会社山洋エージェンシー	岐阜県大垣市外渕12－38	河合宏光

イ　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,118㎡

ウ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

㈠　駐車場の収容台数　176台

㈡　駐輪場の収容台数　40台

㈢　荷さばき施設の面積　21㎡

㈣　廃棄物等の保管施設の容量　60㎥

エ　大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

㈠　駐車場の出入口の数

８箇所

㈡　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前３時～午後２時

３　届出年月日

平成14年３月29日

茨城県告示第459号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定に基づく市町村の意見の概要について，同条第３項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお，意見書は，本日から１月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成14年４月15日

茨城県知事　橋本　昌

１　大規模小売店舗の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称　カスミ阿見ショッピングプラザ店

所在地　稲敷郡阿見町大字阿見字下田3987

⑵　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第５条第１項）

平成13年11月19日

イ　変更しようとする事項

(ア)　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)　開店時刻　午前10時

閉店時刻　午後９時

(変更後)　開店時刻　午前９時

閉店時刻　午後10時

(イ)　来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)　午前９時45分～午後９時15分

(変更後)　午前８時45分～午後10時15分（一部午後９時）

ウ　届出年月日

平成13年11月２日

２　市町村の意見

市町村名	意見の概要	理由
阿見町	・歩行者の安全確保 店舗の工作物（階段）が公道に面しているため歩行者の安全を確保する必要がある。	店舗の階段が公道に面しており，店舗から出る買物客が公道を走る自動車と接触する危険がある。私有地（店舗敷地）と道路の境界が不明確なため，横断歩道の表示が適切ではない。

茨城県告示第460号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定に基づく市町村の意見の概要について，同条第３項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお，意見書は，本日から１月間茨城県商工労働部商業流通課及び鹿行地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成14年４月15日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　大規模小売店舗の概要

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称　ザ・マルヘイ鹿嶋店

所在地　鹿嶋市大字宮津台4757番２　外

(2)　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第５条第１項）

平成14年１月15日

イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者氏名
マル平ストア株式会社	鹿島郡神栖町大野原三丁目９番８号	大竹勝一
未定	未定	未定

ウ　大規模小売店舗の新設をする日

平成14年９月10日

エ　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,810㎡

オ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア)　駐車場の収容台数　105台

(イ)　駐輪場の収容台数　50台

(ウ)　荷さばき施設の面積　117㎡

(エ)　廃棄物等の保管施設の容量　26㎥

カ　大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア)　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻)　午前９時30分

(閉店時刻)　午後９時

(イ)　来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前９時～午後９時

(ウ)　駐車場の出入口の数

３箇所

(エ)　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前６時～午後８時

キ　届出年月日

平成13年12月19日

２　市町村の意見

市町村名	意見の概要	理由
鹿嶋市	廃棄物減量化 ・環境にやさしい商品（エコマーク，再生品）の積極的な販売及びコーナーの設置 ・包装紙の簡素化や無包装化の呼びかけなど簡易包装の推進 ・レジ袋削減のための買い物袋持参（ポイント制等）の促進 ・広告チラシ等への再生紙の使用 ・空き缶，空き瓶，牛乳パック，食品トレイ，ペットボトルの店頭回収 上記のような活動に積極的に取り組むよう配慮をお願いしたい。	鹿嶋市では，鹿嶋市エコ・ショップ制度実施要綱に基づき，環境にやさしい商品の販売やゴミの減量化，リサイクルを推進する店舗を「エコ・ショップ」として認定し，普及・拡大を推進している。
	駐車場内の車からの排気ガス対策について配慮をお願いしたい。	駐車場に住宅が隣接している。

茨城県告示第461号

農業改良資金の貸付事業に係る公金の収納及び支出の事務について，地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項及び第165条の３第１項の規定により，別表に掲げる者に委託した。

平成14年４月15日

茨城県知事　橋　本　　昌

委託期間　平成14年４月１日から平成15年３月31日まで

別　表

委託者名簿	所在地
茨城県信用農業協同組合連合会	水戸市梅香１－１－４
水戸農業協同組合	水戸市赤塚２－27
常陸小川農業協同組合	東茨城郡小川町小川1484－２
美野里町農業協同組合	東茨城郡美野里町竹原2120－５
茨城中央農業協同組合	笠間市飯合146
岩瀬町農業協同組合	西茨城郡岩瀬町岩瀬1911－１
ひたちなか農業協同組合	ひたちなか市大平１－20－１
那珂農業協同組合	那珂郡那珂町菅谷4456－５
茨城みどり農業協同組合	那珂郡大宮町3091－６
常陸太田市農業協同組合	常陸太田市山下町3889
金砂郷町農業協同組合	久慈郡金砂郷町大方1701
水府村農業協同組合	久慈郡水府村松平49－５
里美村農業協同組合	久慈郡里美村大中1493－２
茨城ひたち農業協同組合	高萩市本町１－100－２
日立市多賀農業協同組合	日立市多賀町１－12－10
茨城旭村農業協同組合	鹿島郡旭村大字造谷1071
かしまなだ農業協同組合	鹿島郡鉾田町安房1409－１
しおさい農業協同組合	鹿島郡神栖町深芝字戸山2752－５
なめがた農業協同組合	行方郡麻生町麻生3346－25
竜ケ崎市農業協同組合	竜ケ崎市8200
稲敷農業協同組合	稲敷郡江戸崎町江戸崎甲3016－３
美浦村農業協同組合	稲敷郡美浦村木原2660
阿見町農業協同組合	稲敷郡阿見町中央１－３－１
茎崎農業協同組合	稲敷郡茎崎町小茎287
土浦農業協同組合	土浦市田中１－１－４
ひたち野農業協同組合	石岡市貝地２－５－５
茨城玉川農業協同組合	新治郡玉里村下玉里456
八郷町農業協同組合	新治郡八郷町柿岡3236－６
茨城千代田農業協同組合	新治郡千代田町中佐谷243－２
つくば市桜農業協同組合	つくば市東岡335
つくば市谷田部農業協同組合	つくば市谷田部2074－１

委託者名簿	所在地
つくば市豊里農業協同組合	つくば市上郷3621－１
つくば市筑波農業協同組合	つくば市北条5215
つくば市中央農業協同組合	つくば市吉沼1104－１
茨城みなみ農業協同組合	筑波郡伊奈町谷井田1609
利根町農業協同組合	北相馬郡利根町大字立崎402
北つくば農業協同組合	下館市岡芹2222
常総ひかり農業協同組合	結城郡千代川村宗道2028
茨城むつみ農業協同組合	猿島郡境町長井戸23
岩井市農業協同組合	岩井市岩井2229
茨城北酪農業協同組合	水戸市東赤塚2101
美野里酪農業協同組合	東茨城郡美野里町堅倉1526－１
ひので酪農業協同組合	土浦市下高津４－19－７
利根酪農業協同組合	稲敷郡河内町金江津7502－３
共栄酪農業協同組合	水海道市豊岡町乙1200
きぬ酪農業協同組合	下妻市本城町１－47
下館酪農業協同組合	下館市茂田1686－１

茨城県告示第462号

下妻市大字北大宝219番地の２に事務所を置く霞ケ浦用水土地改良区から次のとおり役員が退任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同法第18条第17項の規定により公告する。

平成14年４月15日

茨城県知事　橋　本　　昌

退　任

住所	職名	氏名
取手市本郷一丁目９番20号	理事	中島正隆

茨城県告示第463号

下妻市大字北大宝219番地の２に事務所を置く霞ケ浦用水土地改良区から次のとおり役員が退任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同法第18条第17項の規定により公告する。

平成14年４月15日

茨城県知事　橋　本　　昌

退　任

住所	職名	氏名
下妻市大字長塚133番地３	理事	山中　博

茨城県告示第464号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき，次のとおり家賃等の収納事務を委託したので，同条第２項の規定に基づき告示する。

平成14年４月15日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　受託者

財団法人茨城住宅管理協会

２　委託の内容

茨城県県営住宅条例（平成９年茨城県条例第54号）第11条第１項第２号に規定する敷金，第18条に規定する家賃，第42条第３項及び第４項に規定する金銭，旧茨城県県営住宅条例（昭和37年茨城県条例第64号）第26条第１項に規定する割増し家賃並びに第32条第２項に規定する損害賠償金

３　委託期間

平成14年４月１日から平成15年３月31日まで

茨城県告示第465号

園部川土地改良区の解散にともない，次の者が清算人に就任した旨届出があったので，土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第２項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成14年４月15日

茨城県水戸土地改良事務所長　飯　田　　豊

就　任

住　所	氏　名
東茨城郡美野里町大字竹原1473番地の２	金　子　雄次郎
〃　2065番地	佐　久　公　男
〃　竹原中郷741番地の１	市　村　英　夫
〃　2107番地	島　田　政　則
石岡市東府中30番１号	本　田　　寛
東茨城郡美野里町大字上馬場285番地	清　水　弘　一
東茨城郡小川町大字宮田124番地	幡　谷　邦　雄
〃　279番地	幡　谷　　弘
東茨城郡美野里町大字竹原中郷372番地	岡　野　英　一
〃　大字上馬場449番地	岡　野　光　裕

茨城県告示第466号

岩瀬町大字岩瀬64番地２に事務所を置く岩瀬町土地改良区から次のとおり役員が就任した旨土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届け出があったので，同法第18条第17項の規定により公告する。

平成14年４月15日

茨城県水戸土地改良事務所長　飯　田　　豊

就　任

住　所	職　名	氏　名
西茨城郡岩瀬町大字岩瀬229番地の１	理　事	川那子　明　三
〃　大月599番地	〃	永　田　　清
〃　曽根406番地	〃	古　木　良　平
〃　西小塙397番地の１	〃	仁　平　守　男
〃　南飯田803番地	〃	細　谷　文　雄
〃　友部1642番地	〃	雨　谷　忠　一
〃　今泉19番地の２	〃	安　達　静　雄
〃　加茂部313番地の１	〃	足　立　　等
〃　松田499番地	〃	玉　造　良一郎
〃　亀岡685番地	〃	中　原　宇　内
〃　山口126番地	〃	磯　　武　夫
〃　池亀218番地の１番地	〃	岩　﨑　　豊
〃　上城539番地	〃	大　野　和　文
〃　岩瀬199番地の１	〃	渡　邉　義　男
〃　門毛963番地	〃	菊　池　　進
〃　富谷1096番地	〃	菱　沼　英　昌
〃　西小塙429番地	〃	雨　谷　市太郎
〃　山口476番地	監　事	中　野　　晶
〃　友部1612番地	〃	島　田　好　弘
〃　岩瀬1355番地の４	〃	横　田　　衛
〃　西小塙94番地	〃	江　尻　松　男

茨城県告示第467号

水戸市渡里町1501番地の２に事務所を置く渡里台地土地改良区から次のとおり役員が退任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同法第18条第17項の規定により公告する。

平成14年４月15日

茨城県水戸土地改良事務所長　飯　田　　豊

退　任

住　所	職　名	氏　名
水戸市酒門町4364番地の２	監　事	出　浦　省　三

茨城県告示第468号

東茨城郡茨城町大字小堤1023番地１に事務所を置く茨城町明光土地改良区から次のとおり役員が退任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同法第18条第17項の規定により公告する。

平成14年４月15日

茨城県水戸土地改良事務所長　飯　田　　豊

退　任

住　所	職　名	氏　名
東茨城郡茨城町大字谷田部936番地	理　事	髙　野　武　士

茨城県告示第469号

東茨城郡茨城町大字小堤1023番地１に事務所を置く馬割干拓土地改良区から次のとおり役員が退任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同法第18条第17項の規定により公告する。

平成14年４月15日

茨城県水戸土地改良事務所長　飯　田　豊

退　任

住　所	職　名	氏　名
東茨城郡茨城町大字上石崎1827番地	監　事	藤　枝　勝　雄

茨城県告示第470号

西茨城郡友部町中央三丁目２番１号に事務所を置く北川根土地改良区から次のとおり役員が退任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同法第18条第17項の規定により公告する。

平成14年４月15日

茨城県水戸土地改良事務所長　飯　田　豊

退　任

住　所	職　名	氏　名
西茨城郡友部町大字住吉906番地	理　事	小　西　義　一

茨城県告示第471号

行方郡麻生町富田198番地に事務所を置く麻生東部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同法第18条第17項の規定により公告する。

平成14年４月15日

茨城県鉾田土地改良事務所長　黒　田　廣　文

退　任

住　所	職　名	氏　名
行方郡麻生町大字石神1258番地	理　事	新　堀　義　春

茨城県告示第472号

平成14年３月７日付け水土改指令第３号をもって認可した大野地区の換地計画の更正については，千波湖土地改良区理事長から換地処分をした旨届出があったので土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第４項の規定により公告する。

平成14年４月15日

茨城県水戸土地改良事務所長　飯　田　　豊

茨城県告示第473号

平成14年２月28日付け下土改指令第２号をもって認可した茂田地区（全換地区）の換地計画については，下館市長冨山省三から換地処分をした旨届け出があったので，土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の４において準用する同法第54条第４項の規定により告示する。

平成14年４月15日

茨城県下館土地改良事務所長　来　栖　若　佐

公　　告

◉茨城県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針の変更

茨城県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針を平成14年４月５日付けで変更したので，持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第３条第４項の規定により公表する。

なお，茨城県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針は，茨城県農林水産部農産課及び各地方総合事務所農業(林)課において一般の閲覧に供する。

平成14年４月15日

茨城県知事　橋　本　　昌

◉落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成14年４月15日

茨城県知事　橋　本　　昌

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量　②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地　③落札者又は随意契約の相手方を決定した日　④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所　⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額　⑥契約の相手方を決定した手続　⑦入札公告日又は公示日　⑧随意契約による場合には，その理由　⑨落札方式

①「いばらき県議会だより」印刷業務（年４回総部数　4,048,000部）　②茨城県議会事務局　水戸市笠原町978番６　③14．３．26　④㈱茨城新聞社　水戸市北見町２－15　⑤45,691,800円　⑥一般競争入札　⑦14．２．14　⑧最低価格

①「いばらき県議会だより」新聞折込業務（年４回総部数　3,989,600部）　②茨城県議会事務局　水戸市笠原町978番６　③14．３．26　④㈱茨城オリコミ　水戸市元吉田町1448－６　⑤31,250,536円　⑥一般競争入札　⑦14．２．14　⑨最低価格

（人 事 委 員 会）

◉平成14年度茨城県警察官（巡査）採用試験事務の委任

職員の任用に関する規則（昭和41年茨城県人事委員会規則第18号）第11条の規定に基づき，平成14年度茨城県警察官（巡査）採用試験の実施に関し，事務の一部を茨城県警察本部長に委任した。

平成14年４月15日

茨城県人事委員会委員長　江　橋　湖 三 郎

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行 休日の場合は繰下発行）（定価送料とも１月 金　３，０６０円）
発　行　茨　城　県
購読申込先　〒310－8555　茨城県水戸市笠原町978番６
茨城県総務部総務課
電話番号　029（301）１１１１（代）